5.509G

14.5－14.8GHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務にも分配する。ただし、そうした使用は、関連する地球局から静止衛星軌道の宇宙局にデータを中継する宇宙研究業務（地球から宇宙）を運用している衛星システムに限る。宇宙研究業務の局は、固定業務、移動業務及び固定衛星業務（放送衛星業務及び無線通信規則付録第30A号に基づく保護周波数帯を使用する関連する宇宙運用機能へのフィーダリンク並びに第二地域の放送衛星業務用フィーダリンクに限る。）に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

第２の国際周波数分配の脚注5．５１０中「固定衛星業務」を「決議第163（ＷＲＣ－15）及び決議第164（ＷＲＣ－15）に従う使用を除き、固定衛星業務」と改め、「保留する。」の次に「放送衛星業務用フィーダリンク以外による使用は、14.75－14.8GHzの周波数帯については第一地域及び第二地域では許されない。」を加え、同脚注5．５１１Ａを次のように改める。

5.511A

固定衛星業務（宇宙から地球）による15.43－15.63GHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。

第２の国際周波数分配の脚注5．５１１Ｃ中「Ｓ．1340」を「Ｓ．1340－0」に改め、同脚注5．５１１Ｄを次のように改める。

5.511D（未使用）

第２の国際周波数分配の脚注5．５１２中「、アンゴラ」、「、コスタリカ」、「、セルビア」及び「、タンザニア」を削り、同脚注5．５１３Ａ中「宇宙能動検知器」を「能動宇宙検知器」に改め、同脚注5．５１４中「、アンゴラ」を削り、同脚注5．５２１中「ドイツ、デンマーク、」を削り、同脚注5．５２４中「、アンゴラ」及び「、タンザニア」を削り、同脚注5．５２７の次に次のように加える。

5.527A

固定衛星業務の局と通信する移動する地球局の運用は、決議第156（ＷＲＣ－15）に従うことを条件とする。

第２の国際周波数分配の脚注5．５３０Ａ中「Ｐ．452（」の次に「最新版の」を加え、同脚注5．５３０Ｃを次のように改める。

5.530C（未使用）

第２の国際周波数分配の脚注5．５３６Ｂ中「オーストリア」の次に「、バーレーン」を加え、「、ブルガリア」、「、リヒテンシュタイン」及び「、スイス」を削り、同脚注5．５４３Ａ中「システムは、」の次に「最新版の」を加え、「一次分配」を「一次的基礎での分配」に、「改）参照すること」を「改）を参照すること」に改め、同脚注5．５４５、5．５４６及び5．５５０中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5．５５１Ｈ中「ＲＡ．1631」を「ＲＡ．1631－0」に改め、同脚注5．５５９Ａの次に次のように加える。

5.559B

無線標定業務による77.5－78GHzの周波数帯の使用は、自動車に設置したレーダーを含む地上で使用するアプリケーションのための近距離レーダーに限る。これらのレーダーの技術特性は、最新版のＩＴＵ－Ｒ勧告Ｍ．2057に規定する。無線通信規則第4.10号の規定は適用しない。

第２の国際周波数分配の脚注5．５６２Ｄ中「、2015年まで」を削り、「分配する。」の次に「この脚注に示した周波数帯で運用する大韓民国の電波天文局は、無線通信規則に従って運用している他の国の業務からの保護を要求してはならない。また、これらの業務の使用と発展を妨げてはならない。」を加える。

第３の表中

7.25GHz以上10.25GHz未満[1,2]	を
22GHz以上24.25GHz未満[2,3]	

に

7.25GHz以上10.25GHz未満[1,2]	

改め、同表の３を削る。

○総務省告示第四百三十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

総務大臣　山本　早苗

第十一項を次のように改める。

十一　〃リ波レーダー用

周波数	空中線電力
六〇・五GHz	○・〇一ワット以下
七六・五GHz	○・〇一ワット以下
七九・〇GHz	○・〇一ワット以下。ただし、占有周波数帯幅が二GHz以下の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が五マイクロワット以下であるもの。

附　則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

○総務省告示第四百三十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28ただし書の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

総務大臣　山本　早苗

表十九の項を次のように改める。

十九　77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	4GHz

附　則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

○総務省告示第四百三十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

総務大臣　山本　早苗

第二項の表中

79.5GHz	78.0GHzから81.0GHzまで

を

79.0GHz	77.0GHzから81.0GHzまで

に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一六四一円（本体一五一〇円）　本号一部二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）